

「古都保存行政の理念の全国展開」基本認識
(参考資料)

平成18年1月26日

国土交通省

1. 古都保存法の目的と対象都市(古都)の考え方

(1) 古都保存法の目的としくみ

目的: わが国固有の文化的資産として国民がその恵沢を享受し、後代の国民に継承すべき
古都における**歴史的風土**を保存することにより、国土愛の高揚・文化の向上発展に寄与

○保存の対象: 歴史的風土

歴史的な建造物・遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現・形成している
土地の状況 = 歴史的建造物等と自然的環境(山丘や田園風景など)の一体美

○保存の仕組み: 土地利用規制による歴史的風土の保存

保存区域内.....行為の届出・助言・勧告
特別保存地区内.....行為の許可

○土地買入れ等: 不許可処分の場合の損失補償

土地所有者の申出に基づき土地の買入れ
保存のための施設整備(防火施設、電線地中化等)

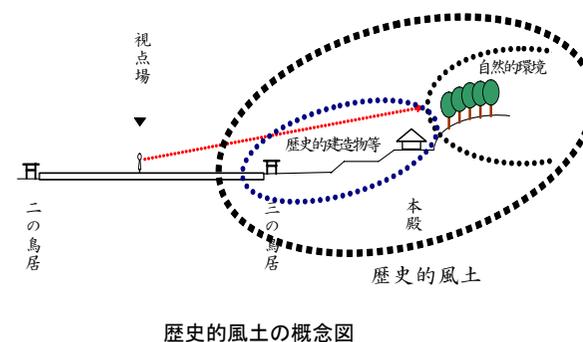
○国の補助 : 土地の買入れ 補助率 7/10

保存施設整備 補助率 1/2

○税制特例 : 歴史的風土特別保存地区内の土地について

固定資産税	固定資産税を課さない場合、基準財政収入額の特例
所得税	譲渡所得について2000万円控除
法人税	譲渡益又は2000万円の小さい方を損金算入
相続税	行為制限の内容を踏まえて評価減(林地の場合 更に3割評価減)

等



(2)対象都市(古都)の考え方

議員立法として制定された古都保存法では、京都市、奈良市、鎌倉市以外は政令で定めることとされ、第二回歴史的風土審議会において、対象都市の考え方が整理された。

■ 政令指定都市の指定基準

(昭和41年5月 第二回歴史的風土審議会)

第一 長期にわたってわが国往時の全国的な政治文化の中心地又は時代を代表する歴史上重要な文化の中心地であった都市であること

第二 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること

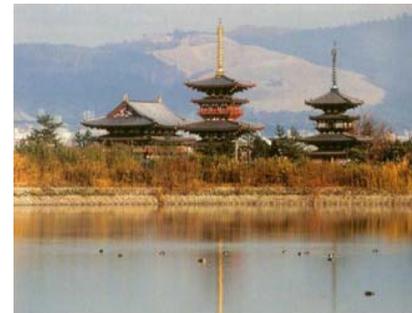
第三 市街地若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯の恐れがあるため、積極的な維持、保存の対策を講ずる必要のある都市であること

古都指定都市

天理市、櫻井市、橿原市、明日香村、斑鳩町(昭和41年指定)

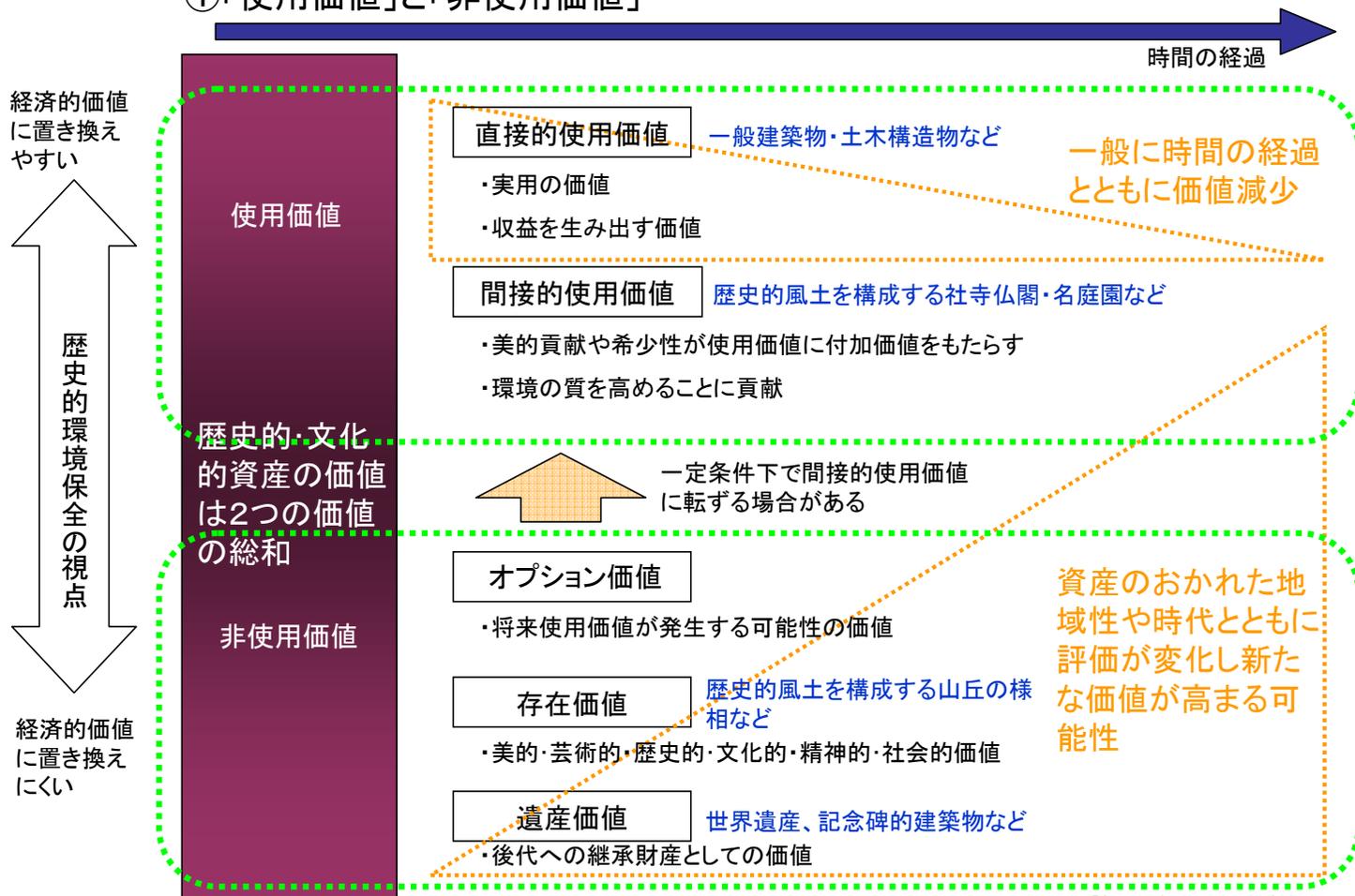
逗子市(平成12年指定)

大津市(平成16年指定)

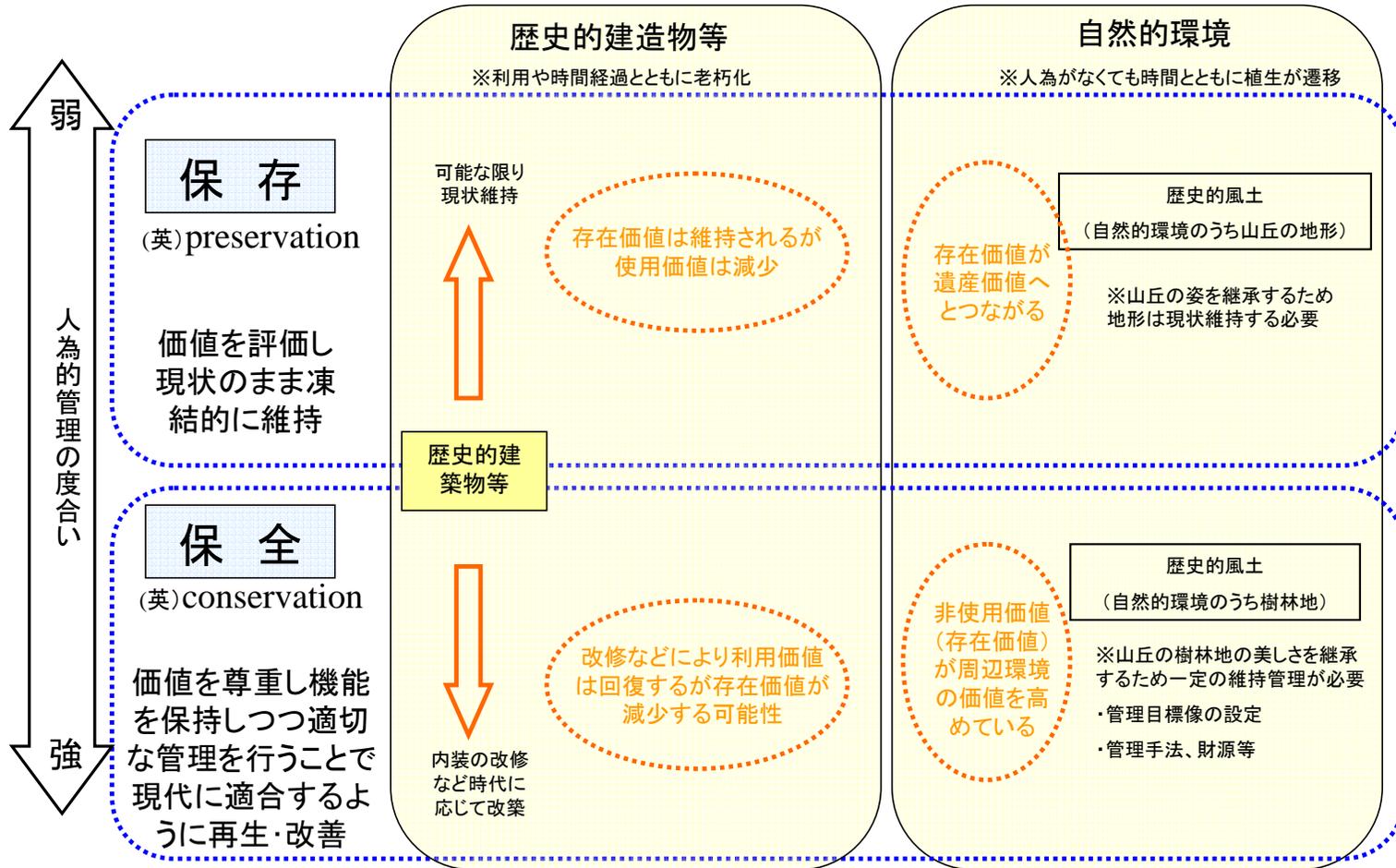


(参 考) 歴史的・文化的資産の価値と保全の概念整理

①「使用価値」と「非使用価値」



②歴史的・文化的資産の「保存」と「保全」の考え方(古都保存法の例)



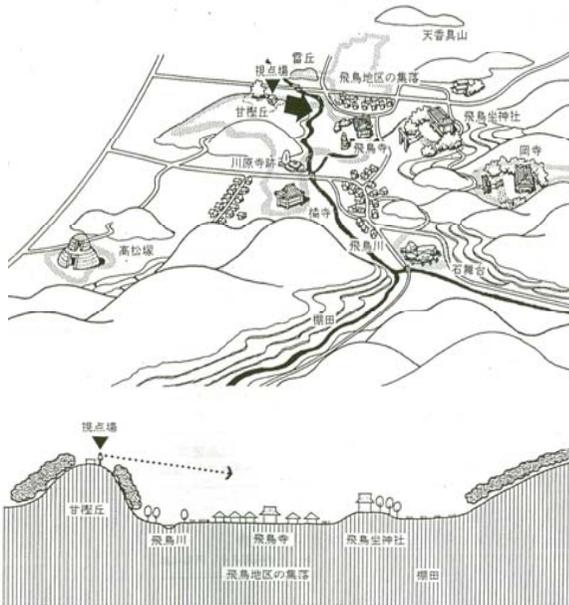
※:「都市保全計画」西村幸夫 を参考に作成

③明日香村における歴史的風土の「保存」の考え方

明日香村の歴史的風土は、①宮跡、古墳等の文化財や万葉集にうたわれた由緒地が、②田畑や集落、農業を中心とする住民の日常生活活動等の自然的・人文的環境と一体となった特異なもの。

このため、①文化財や自然地形等に手をつけない、②田園風景をできるだけ残す、③家屋は一定のデザインで統一する、ことが歴史的風土の「保存」の考え方。

○明日香村の歴史的風土のイメージ図



甘樫丘からの展望



稲淵の棚田

(参 考)明日香村の歴史的風土保存に対する考え方

②明日香村における保存すべき歴史的風土

(i)明日香村は、我が国上代の都が定められたほか、飛鳥文化の中心地であると同時に律令国家の体制がはじめて形成された地域であり、村内の枢要な地域に当時の宮跡、寺跡、古墳や記紀、万葉集に登場する飛鳥川などの由緒地等我が国にとって重要な歴史的文化遺産が数多く存在し、それが古都としての伝統と文化を具現し、及び形成している。

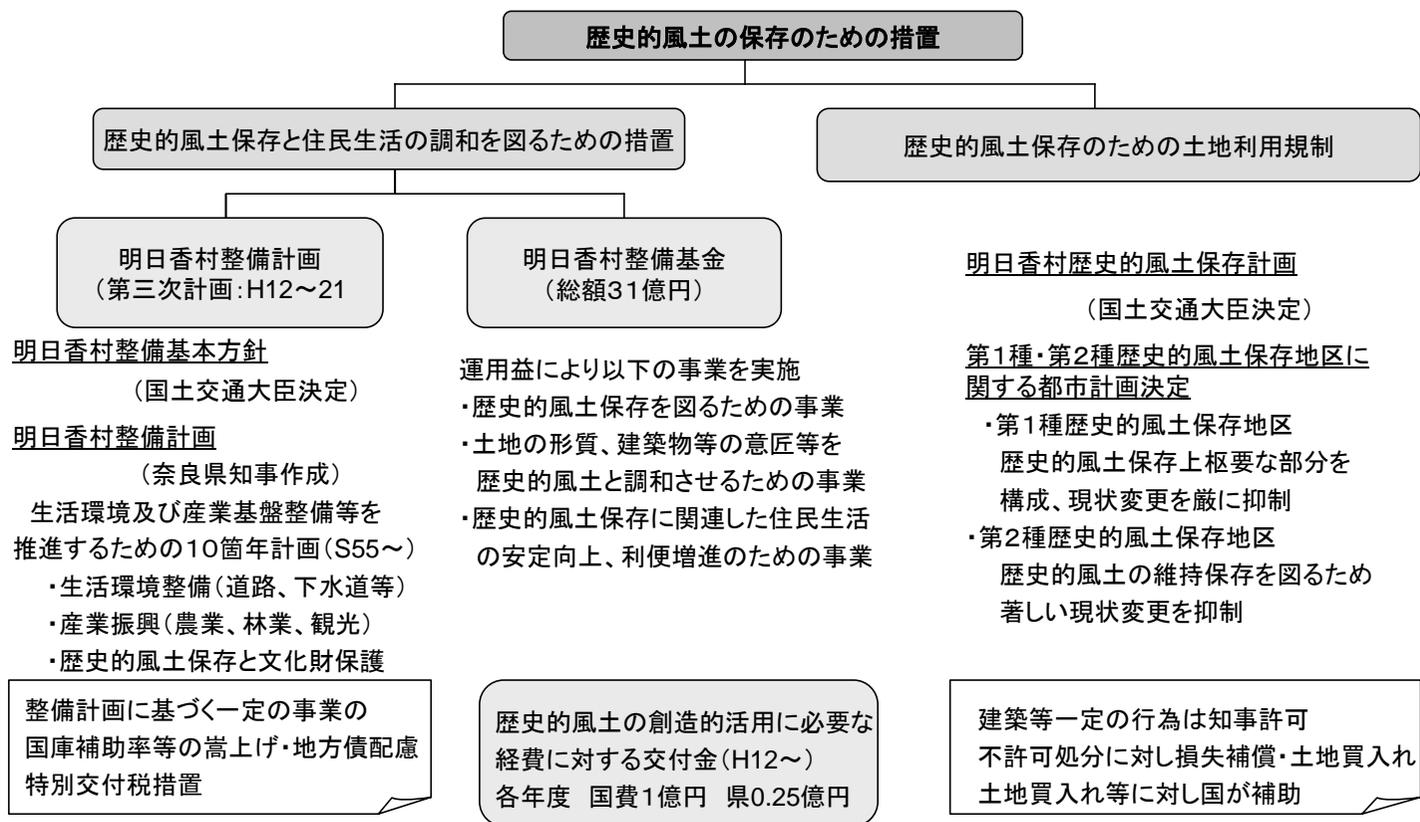
(ii)これらの歴史的文化遺産の周囲は、田、畑、樹園地、山林、河川等や落ち着いたたたずまいの家並みおよびそこに住む住民の農業を中心とする日常生活活動等の自然的、人文的環境を形成しており、当該歴史的文化遺産と一体となって、その伝統と文化の具現及び形成を助長しているものである。これらの歴史的風土は、村内の広範な地域にまたがって存在し、飛鳥文化の中心地であると同時に我が国古代律令国家の体制が初めて形成された土地であること偲ばせるよすがとなる特色ある景観を呈している。この点において明日香村における歴史的風土は他に類をみないものであり、明日香村の全域にわたって、この歴史的風土の保存上枢要な部分を構成しているものである。

そして、この歴史的風土の存する土地の区域は、歴史的文化遺産が存する土地及びこれに接続し古都としての伝統と文化の具現及び形成上密接不可分となっている土地の区域とさらにそれらの外周にあってその歴史的風土の保存上重要な要素を構成している土地の区域の二つに分けられる。したがって、明日香村における保存すべき歴史的風土は、現状凍結的な状態で保存すべきものと、その後背地的な性格を持ち現状凍結的な状態で保存するほどに至らないまでも前者の歴史的風土の形成を阻害するものを排除すべきものとの2種類に分類できよう。

※第21回歴史的風土審議会(昭和54.7.5)資料より抜粋

(参 考) 明日香村における歴史的風土保存の施策体系

全村にわたって良好な歴史的風土が維持されている明日香村は、いわゆる「明日香法」に基づき、歴史的風土の保存と住民生活の調和を図るための措置が講じられている。



■ 明日香村整備基金

明日香法第8条に基づき、総額31億円の基金の運用益で、歴史的風土の保存に関連した各種事業を実施。当該事業として、建築物の新築・改築・増築を行う場合に、意匠形態が歴史的風土と調和するよう、建築相談員を配置するとともに、経費の一部を助成。

建築物等の意匠、形態、色彩、材質指定等に伴う事業の内容

建築物等の意匠、色彩、材質規制等に伴う事業	助成に必要な書類
<p>(イ) 建築物等の新築・増築・改築等に対する助成 住宅・農小屋・倉庫・塀の屋根及び外壁工事にかかる経費を各規模に応じて助成 <助成対象仕上げ材> 屋根-日本瓦 外壁-しっくい塗、板張、モルタル塗 (鉄板、ベニヤ板等の仕上げは対象外) <助成上限規模> 住宅/延床面積160㎡、農小屋・倉庫/延床面積100㎡、塀/見付面積80㎡</p>	<p>①補助金交付申請書 (イ)・(ロ)に必要な添付書類 1. 建築確認通知書写 2. 歴史的風土特別保存地区内行為許可書写 3. 風致地区内行為許可書写 4. 工事計画場所・方位・道路及び目標となる地物を明示した1/2,500以下の付近見取図 5. 工事の施工法を明らかにした設計図書(平面図・配置図・立面図) (ハ)に必要な添付書類 1. 工事場所を明示した1/2,500以下の付近見取図 2. 工事の施工法を明らかにした設計図書(平面図・配置図・立面図)</p>
<p>(ロ) 発掘調査に伴う建築物の基礎に対する助成 基礎最低基準深さを超える場合に、深さに応じて助成(基準深さ)農小屋・倉庫/20cm、住宅/50cm</p>	<p>(ロ)に必要な添付書類 1. 歴史的風土特別保存地区内行為許可書写 2. 風致地区内行為許可書写 3. 工事場所を明示した1/2,500以下の付近見取図 4. 工事の施工法を明らかにした設計図書(平面図・配置図・立面図)</p>
<p>(ハ) 生理助成 (助成対象規模、上限額) 植樹延長5m以上、高さ0.8m以上 工事費の1/2助成(300,000円以内)</p>	<p>(ハ)に必要な添付書類 1. 歴史的風土特別保存地区内行為許可書写 2. 風致地区内行為許可書写 3. 工事場所を明示した1/2,500以下の付近見取図 4. 工事の施工法を明らかにした設計図書(平面図・配置図・立面図)</p>
<p>景観維持にかかる畦畔又は宅地の築造事業 (二) 石積助成 <助成対象規模、上限額> 自然石(コンクリートブロック、擬石ブロック、コンクリート等は対象外)を使用して石積(野面石積、雑割石積、玉石積、間知石積等)したもの 延長2m以上、工事費100,000円以上 工事費の2割助成(見付面積120㎡を上限とする)</p>	<p>②事業完了(実績)報告書 添付書類(各助成共通、但し5.(ハ)のみ) 1. 工事場所を明示した1/2,500以下の付近見取図 2. 工事費明細書 3. 支出を明らかにした書類(請求書、領収書) 4. 工事の施工法を明らかにした設計図書(平面図・配置図・立面図) 5. 工事写真</p>
<p>建築相談員制度 建築物の新築・改築・増築の許可申請手続きや建物のデザインのあり方等の相談や屋根の葺き替え等の軽易な申請の代行業務を無料で行う。</p>	

明日香村における建築物のデザイン

屋根が瓦、わら、檜皮、銅版その他これらに類似するものにふかれており、かつ、その外観が、しっくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料でしあげられていること (古都保存法施行令第6条)

デザインの参考例



屋根は切妻、入母屋、寄棟、方形、差掛け等の勾配屋根で黒色の日本瓦。外壁は真壁等で白色または黒色のしっくい壁かモルタル壁等。



塀・門への助成



石積み・塀・倉の新築への助成

(参 考)明日香村整備基金対象事業一覧

対 象 事 業	事 業 の 名 称 等		補 助 対 象 者		
	実 施 区 分	内 容			
【法第8条第1号】 歴史的風土の保存を図るために行われる事業	集落コミュニティ育成事業	村づくり会議	会議等に要する経費	大字管理組合	
	集落コミュニティ活動事業	伝統行事の育成及び地域文化の創造活動	行事運営及び地域文化の創造活動に要する経費	大字管理組合	
		歴史的景観の維持	史跡地及びその周辺美化、環境カルテ作成に要する経費	大字管理組合	
	環境美化対策事業		環境美化用ゴミ袋等の製作に要する経費	明日香村商工会	
【法第8条第2号】 土地の形質又は建築物その他の工作物の意匠、形態等を歴史的風土と調和させるために行われる事業	建築物等の意匠、形態、色彩、材質規制等に伴う事業	建築物等の新築・増築・改築等に対する助成	建築物等の新築・増築・改築等に要する経費	住民	
		発掘調査に伴う建築物の基礎に対する助成	発掘調査に伴う建築物の基礎に要する経費	住民	
		生垣助成	生垣植栽に要する経費	住民	
		古都保存法第8条に基づく許可申請手続きに対する助成	古都保存法第8条に基づく許可申請手続きに要する経費	住民	
【法第8条第3号】 住民の生活の安定向上を図り、又は住民の利便を増進させるために行われる事業で歴史的風土の保存に関連して必要とされるもの	農林商工業の振興並びに農林家及び商工業者の経営安定のために行う事業で、歴史的風土の保存に関連して必要とされるもの	集落環境整備事業	歴史的風土と調和した美しい街並みと快適な生活空間を創出するため小規模な道路、排水路、景観阻害要因等を一体的に整備改善する事業	村事業	
		集会所の建設及び改修	集会所の新築・増築・改築及び改修、石積みによる集会所の宅地の築造に要する経費	大字管理組合	
		農林産物価格安定事業	農林産物価格安定のための資金造成に要する経費	県農業協同組合	
		補助事業等に係る農林家負担の軽減事業	農林家負担の軽減に要する経費	負担金を負担した農林家	
		農林家担い手育成事業	農林業制度資金の利子補給	農業近代化資金等の利子補給に要する経費	県農業協同組合 明日香村森林組合
		優良農林産物等生産奨励事業	農林商工祭の開催	農林商工祭に要する経費	農林商工祭実行委員会
			各種品評会の開催	農林商工産物品評会及び特産品品評会に要する経費	生産組合等
			営農林指導員の設置	営農林指導員設置に要する経費	県農業協同組合 明日香村森林組合

④鎌倉市における歴史的風土保存の取組み

江戸～明治に一農村であった鎌倉は、町家などのまとまった歴史的資産がほとんど存在せず、旧市街地を取り囲む山丘が「城郭都市鎌倉」の遺構を残す重要な歴史的風土の構成要素。

このため、①旧市街地を取り囲む山丘に手をつけない、②旧市街地から周囲の山丘の眺望を確保する、ことが歴史的風土の「保存」の考え方。

○鎌倉の歴史的風土のイメージ図



○鎌倉市の状況

写真: 鎌倉市提供

2. 歴史的な資産を活かしたまちづくりに関する動向

(1) 各地における歴史的な資産の保全・再生の取組み

古都以外の都市においても、全国各地において歴史や文化を活かしたまちづくりに関する様々な取組みがなされている。

○地方公共団体の条例による取組



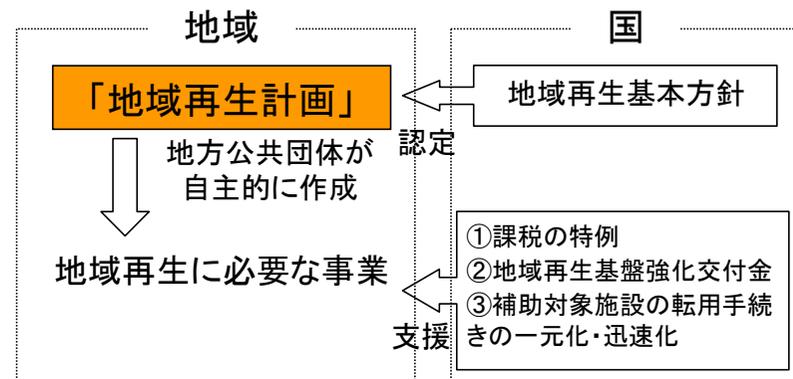
○社寺等と緑が一体となった歴史的風土の保全
(寺町寺院郡地区: 金沢市社寺風景保全条例)



○都市公園事業による城址の復元
(金沢城菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓)

○地域再生法に基づく地方の自主的な取組の支援

地域再生法のスキーム



地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定状況

認定件数	374件
うち、地域の歴史・文化を活用した取組を行う計画	92件

第1回(平成17年6月17日)認定分に限る

(2)世界遺産登録の動向等

わが国では世界遺産リストに13件が登録され(文化遺産10件、自然遺産3件)、暫定リストに4件が登録中。これらのほかにも、全国において地域に残る歴史的・文化的資産の世界遺産登録を目指し、地域づくりに活かそうとする活動も活発化。

■世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(1972)に基づき世界遺産リストに登録された遺産。

世界遺産の種類

「文化遺産」: 顕著な普遍的価値を有する記念工作物、建造物群、遺跡、文化的景観など

「自然遺産」: 顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、景観、絶滅のおそれのある生物などを含む地域

「複合遺産」: 文化遺産と自然遺産の両方の価値を兼ね備える遺産

出展: (社)日本ユネスコ協会連盟編「世界遺産」・文化庁ホームページより作成

○わが国における世界遺産登録状況(2006年1月現在)

都道府県	市町村	遺産名	歴史的資産	登録年
世界遺産登録済み物件(自然遺産:3件)				
鹿児島県	屋久町	屋久島	宮之浦岳を中心とした島の中央山岳地帯に加え西は国郡岳を経て海岸部まで連続し南はモツチヨム岳、東は婁子岳へ通じる山稜部を含む区域、107.47km ²	1993
青森県 秋田県	鯉ヶ沢町、西目屋村、深浦町 藤里町	白神山	標高300m~1243mの向日神岳に及ぶ山岳地帯、169.71km ²	1993
北海道	斜里町、羅臼町	知床	オホーツク海と樺太海峡に接した北海道東部の知床半島に位置し、半島中央部には最高峰の羅臼岳(標高1661m)をはじめとする標高1500mを超える火山群	2005
世界遺産登録済み物件(文化遺産:10件)				
奈良県	斑鳩町	法隆寺地域の仏教建造物	法隆寺・法起寺	1993
兵庫県	姫路市	姫路城	姫路城	1993
京都府 滋賀県	京都市・宇治市 大津市	古都京都の文化財	賀茂別雷神社(上賀茂神社)、賀茂御祖神社(下鴨神社)、教王護国寺、清水寺、延暦寺、醍醐寺、仁和寺、平等院、宇治上神社、高山寺、西芳寺、天龍寺、鹿苑寺、慈照寺、臨安寺、本願寺、二条城	1994
岐阜県 富山県	白川村 南砺市	白川郷・五箇山の合掌造り集落	白川村荻町、南砺市相倉、南砺市菅沼	1995
広島県	広島市	原爆ドーム	原爆ドーム	1996
広島県	広島市	厳島神社	厳島神社	1996
奈良県	奈良市	古都奈良の文化財	東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡	1998
栃木県	日光市	日光の社寺	二荒山神社、東照宮、輪王寺	1999
沖縄県	今帰仁村、読谷村、勝連町、北中城村、中城村、那覇市、知念村	琉球王国のグスク及び関連遺産群	今帰仁城跡、座喜味城跡、勝連城跡、中城城跡、首里城跡、園比屋武御嶽石門、玉陵、護国園、斎場御嶽	2000
奈良県 和歌山県 三重県	三重県:尾鷲市、熊野市、大内山村、紀伊長島町、海山町、御浜町、紀宝町、紀和町、磯殿村。奈良県:吉野町、黒滝村、天川村、野辺川村、大塔村、半津川村、下北山村、上北山村、川上村。和歌山県:新宮市、かつらぎ町、九度山町、高野町、白浜町、中辺路町、日置川町、すさみ町、那智勝浦町、熊野川町、本宮町	紀伊山地の霊場と参詣道	吉野山、吉野水分神社、金峯神社、金峯山寺、香永神社、大峰山寺、熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社、青岸渡寺、那智大滝、那智原始林、補陀洛山寺	2004
暫定リスト登録物件(4件)				
岩手県	平泉町	平泉の文化遺産		
鳥根県	大田市	石見銀山遺跡		
滋賀県	彦根市	彦根城		
神奈川県	鎌倉市	古都鎌倉の寺院・神社ほか		

(3) 都市再生プロジェクトにおける町屋等の再生・活用の位置づけ

都市再生プロジェクト(第三次決定)(平成13年12月4日都市再生本部決定)において、これまでに蓄積された都市資産の価値を的確に評価し、将来に活かす取組みの一つとして、町家等の再生・活用に向けた取組み強化が位置づけ

○都市再生プロジェクト(第三次決定)抜粋

I. 密集市街地の緊急整備

(省略)

II. 都市における既存ストックの活用

都市再生に取り組むにあたって、これまでに蓄積された都市資産の価値を的確に評価し、これを将来に向けて大切に活かしていくことを基本とし、多面的な取組みを展開する。

(1) 既存の建築物について、都市住民や時代の要請に応じていけるよう、長期間にわたって活用を促すしくみを整備する。

1~2 省略

3. 京町家をはじめとする都市の中心市街地の建築物について、伝統的な外観の継承や居住性の向上を図りつつ、再生・活用に向けた取組みを強化する。

(2)~(5)省略

III. 大都市圏における都市環境インフラの再生

(省略)

○歴史的なたたずまいを継承した街並み・まちづくり協議会

平成15年1月、先進的な地方公共団体と関係省庁により組織化。共通する制度的課題を解決し、総合的取組みにより日本固有の文化の維持・継承とそれらの利活用による地域の活性化を目的。

(協議会メンバー)

内閣官房都市再生本部事務局、総務省、文化庁、経済産業省、国土交通省、函館市、会津若松市、佐原市、金沢市、古川町、犬山市、京都市、奈良市、萩市、内子町、臼杵市

■報告骨子(平成15年6月都市再生本部報告)

○伝統的建造物群保存地区制度の活用

○街並み保存のための建築基準法の規制の見直し

○屋外広告物規制の見直し

○電線類の地中化の推進

○街並みを大きく改変するおそれのある未整備都市計画道路の見直し

○安全な歩行者空間確保のための施策の推進

○地域活性化のための既存ストックの活用

(4) 観光立国行動計画の主要事項

H15. 7. 31 観光立国関係閣僚会議 決定

I. 21世紀の進路「観光立国」の浸透

- ・在京大使を官邸に集めて観光立国を世界にアピール
- ・観光立国シンポジウムの開催
- ・ビジット・ジャパン・キャンペーンの国民への周知

II. 日本の魅力・地域の魅力の確立

「一地域一観光」

- ・国土交通省観光ホームページに、国民に地域の魅力発見を促す「魅力ネットサイト」を増設
- ・「観光カリスマ塾」の開催
- ・観光交流空間づくりモデル事業の推進
- ・体験型観光の推進として、「都市と農山漁村の共生・対流」の国民的な運動（オーライ！ニッポン・キャンペーン）の支援
- ・全国都市再生・構造改革特区等との一体推進

良好な景観形成

- ・公共事業の景観アセスメント（景観評価）システムの確立
- ・景観に関する基本法制の整備
- ・屋外広告物制度の充実等
- ・電線類地中化の推進

III. 日本ブランドの海外への発信

トップセールス

- ・総理大臣はじめ各大臣の外国訪問時、及び各国首脳の日来日時におけるトップセールス
- ・総理出演のビデオの作成、重点マーケットにTV放映

ビジット・ジャパン・キャンペーン

- ・①海外メディア等を通じた広報・宣伝、②海外の旅行業者に対する日本向け旅行商品の開発のための情報提供支援を2本の柱として推進
- ・ITを活用した情報発信として、日本の魅力、観光関連情報を多言語で総合的に提供するポータルサイトを構築
- ・海外の主要20カ国・地域において、在外公館をはじめとする官民合同のビジット・ジャパン・キャンペーン現地推進会を立ち上げ

IV. 観光立国に向けた環境整備

外国人が一人歩きできる環境整備

- ・外国人による環境整備状況の診断（モニター）
- ・外国人旅行者にもやさしい案内標識等の整備
（案内標識に関するガイドラインの策定、案内標識等の点検・重点的整備の推進、外国人対応が可能な観光案内所の増大・充実、駅におけるわかりやすい情報提供に関する検討）
- ・複数の国の店舗・交通機関等で使えるICカードの研究・実証実験

入国手続きの円滑化等

- ・中国からの訪日団体観光旅行に関し、在広州総領事館における査証申請受理及び制度の運用改善と査証発給対象地域の拡大
- ・事前旅客情報システム（APIS）の導入による入国審査の迅速化

旅行の低コスト化

- ・交通機関、観光施設等の外国人向け割引制度の検証
- ・宿泊施設にかかる外国人旅行者のニーズに対応した情報提供

V. 観光立国に向けての戦略の推進

- ・観光立国関係閣僚会議の下で、局長級会議を開催し、実施を推進
- ・実施施策の成果を定期的に点検・評価し、必要に応じ見直し（Plan・Do・See）

(5) 景観緑三法について

